



熊本県公報

第 1 2 6 5 9 号

平成 29 年 9 月 26 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 漁獲共済義務加入に係る契約締結申込の同意成立…………… (団体支援課) 1
- 保安林の指定…………… (森林保全課) 1
- 保安林の指定…………… (") 1

公 告

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 2
- 土地改良区定款変更の認可…………… (農村計画課) 2
- 基本測量の実施…………… (監理課) 2

登 載 依 頼

- くまもと 21ヘルスプラン推進委員会兼熊本県地域・職域連携推進協議会の開催…………… (くまもと 21ヘルスプラン推進委員会) 2
- 熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 3

告 示

熊本県告示第 8 3 9 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分に係る特定第 2 号漁業者の同意が同法第 108 条第 2 項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 4 項の規定により公示する。
平成 29 年 9 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

加入区の名 称	加入区の区 域	漁業の区 分
天草加入区	天草漁業協同組合の地区のうち天草市天草町下田の地区	10トン未満の漁船により主として刺網漁業を営む漁業

熊本県告示第 8 4 0 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成 29 年 9 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県下益城郡美里町坂本字落水 5 3 3 番 1 から 5 3 3 番 3 まで、5 7 3 番、5 7 5 番、5 7 6 番、5 7 8 番 1
 - 2 指定の目的 落石の危険の防止
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 8 4 1 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成 29 年 9 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県下益城郡美里町川越字蟹田 3 2 1 0 番、3 2 1 6 番、3 2 1 8 番、3 2 2 7 番、3 2 2 8 番、3 2 2 9 番 2、3 2 3 0 番 1、字橋谷 3 3 6 9 番 1

- 、 3 3 7 0 番 1、 3 3 8 4 番
 - 2 指定の目的 落石の危険の防止
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第 5 5 0 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。
平成 2 9 年 9 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
宇土市松山町字松下 1 4 7 1 番 2 6
3, 8 3 5. 1 6 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
宇土市三拾町 2 0 1 番地 2
株式会社中村不動産開発

熊本県公告第 5 5 1 号

菊池市に事務所を置く旭志村土地改良区理事長上田巖から平成 2 9 年 8 月 2 8 日付けで申請のあった定款の変更については、平成 2 9 年 9 月 1 9 日付けで認可したので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 3 0 条第 3 項の規定により公告する。
平成 2 9 年 9 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 5 5 2 号

測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 1 4 条第 1 項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。
平成 2 9 年 9 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（航空レーザ測量による 5 m メッシュ精密標高データ作成）	平成 2 9 年 1 0 月 2 0 日から 平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで	阿蘇市、菊池郡大津町、 阿蘇郡高森町、阿蘇郡西 原村、阿蘇郡南阿蘇村

登 載 依 頼

くまもと 2 1 ヘルスプラン推進委員会兼熊本県地域・職域連携推進協議会公告第 1 号

平成 2 9 年度第 1 回くまもと 2 1 ヘルスプラン推進委員会兼熊本県地域・職域連携推進協議会を次のとおり開催する。
平成 2 9 年 9 月 2 6 日

くまもと 2 1 ヘルスプラン推進委員会

- 1 開催日時
平成 2 9 年 1 0 月 6 日（金曜日）
午後 3 時から午後 5 時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺公園 2 8 - 5 1
熊本テルサたい樹
- 3 議題
(1) 第 4 次くまもと 2 1 ヘルスプラン（熊本県健康増進計画）の素案について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
1 0 人
- 5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴手続きは先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 企画・がん対策班
(電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 2 0 8)

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 9 年 9 月 2 6 日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第 1 9 号

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の管理職手当に関する規則（昭和 3 2 年熊本県人事委員会規則第 1 1 号）の
一部を次のように改正する。

別表第 1 警察の部警察署の項中「熊本北警察署長」を「熊本中央警察署長」に、「熊本
北警察署副署長」を「熊本中央警察署副署長」に改める。

附 則

この規則は、平成 2 9 年 1 0 月 1 日から施行する。